

評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	(仮称) 新桜学校給食センター整備事業
事業期間	令和3年（2021年）4月～令和7年（2025年）3月
概算事業費	約3,000,000千円
事業目的	つくばエクスプレス沿線開発地域等における当初の想定を超えた急激な人口増加に伴う学校新設により、学校給食における必要食数も急激に増加している。今後も新設校の建設が控えており、児童生徒数が急増する中、必要給食数を継続的に提供するため、さらに学校給食衛生管理基準への適合や食物アレルギーへの対応等の課題解決を図るため、老朽化した荃崎給食センターを廃止し、新しい学校給食センターを建設するもの。
事業概要	新学校給食センター整備 一式
適用除外とする理由	要綱第3条第1項第7号該当 (理由) (詳細は資料1のとおり) つくば市は、平成22年11月策定「つくば市立学校給食センター整備基本計画」に基づき、市内の給食センターの整備を進め、令和2年4月時点、4か所の学校給食センターで、小、中、義務教育学校及び幼稚園に約24,000食/日の給食を提供している。 しかしながら、学校等適正配置計画の改定（令和2年3月）により、新たな学校別児童・生徒数の推計が行われ、既存の想定を大幅に超えることが示された。それに伴い、令和2年度に必要給食数と調理能力等の調査を行ったところ、既存4センターでは調理能力が不足することが判明した。 適正配置計画の推計によると、令和4年度に予想される必要食数が、既存4センターの調理能力（26,500食）を超え、令和7年度中には調理能力の限界（28,200食）を上回ると予想され、必要食数分の給食提供が不可能となる。

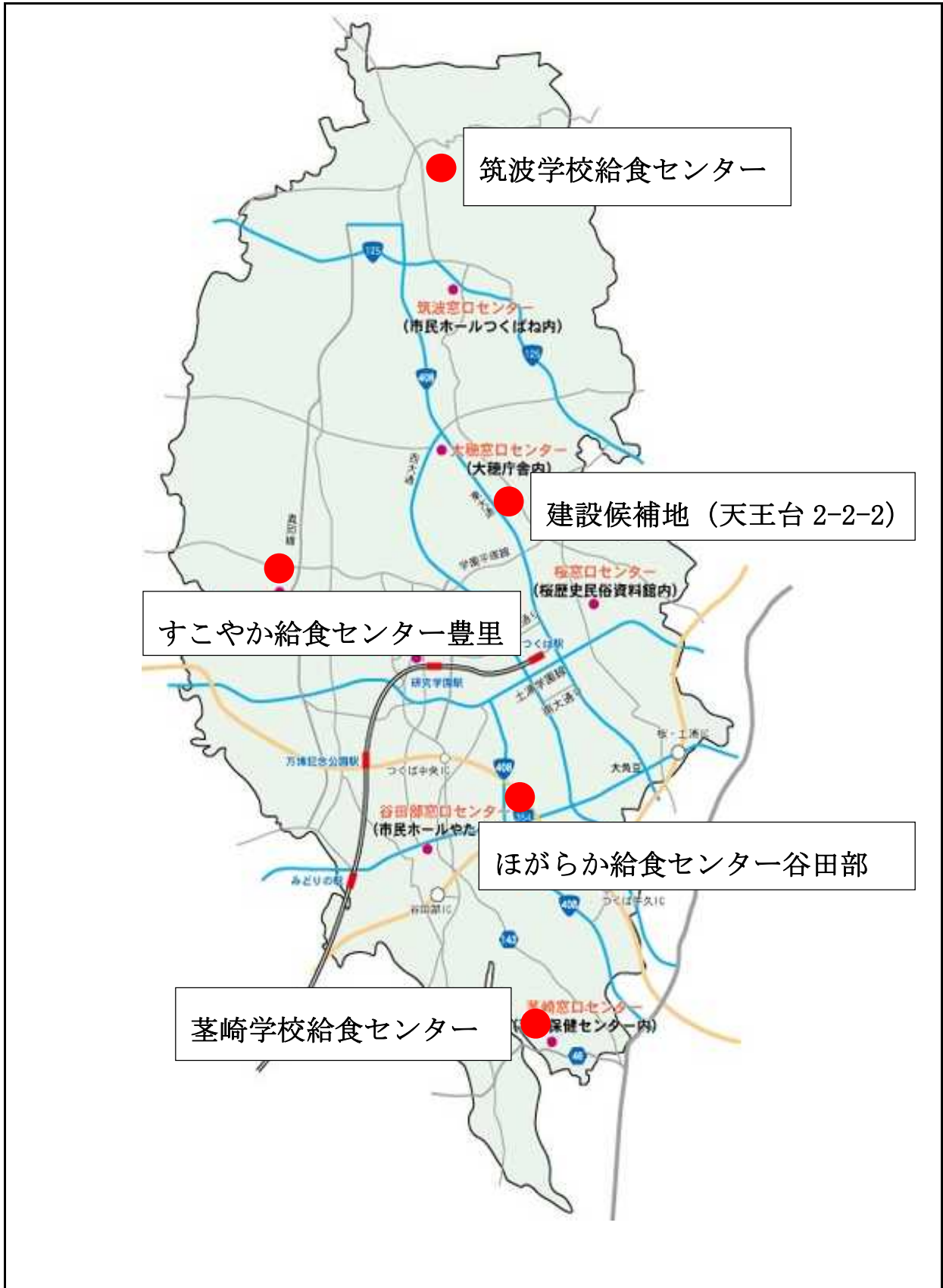
	通常、建設事業には4年程度期間を要することから、事業を早急に進めなければ対応できない状況にあり、大規模事業評価を実施する時間的猶予がなく、緊急を要することから適用除外とするもの。
--	---

【問合せ先】

教育局健康教育課

担当 瓜阪

(位置図等)



令和 3 年（2021 年）1 月 20 日

教育局健康教育課

（仮称）新桜学校給食センター整備事業について

1 事業目的

つくばエクスプレス沿線開発地域等における当初の想定を超えた急激な人口増加に伴う学校新設により、学校給食における必要食数も急激に増加している。今後も新設校の建設が控えており、児童生徒数が急増する中、必要給食数を継続的に提供するため、さらに学校給食衛生管理基準への適合や食物アレルギーへの対応等の課題解決を図るため、老朽化した荃崎給食センターを廃止し、新しい学校給食センターを建設するもの。

2 建設予定地

つくば市天王台 2 丁目 2 番地 2（面積 10,037 m²）

3 建設規模

- （1） 学校給食センター（延床面積 3,800 m²程度。鉄骨造 2 階建て。7,000 食の学校給食を調理提供できる施設）
- （2） 駐車場（50 台以上の普通車と大型バス 1～2 台分の駐車場と自転車駐輪場）

4 事業実施スケジュール

- ・ 令和 3 年 4 月～6 月：基本計画策定、敷地測量
- ・ 令和 3 年 10 月～令和 5 年 1 月：基本・実施設計
- ・ 令和 5 年 7 月～令和 6 年 11 月：建設工事（令和 5 年 6 月議会上程予定）
- ・ 令和 7 年 4 月：供用開始

5 大規模事業評価の視点

(1) 事業の必要性

つくば市は、平成 22 年 11 月に策定した「つくば市立学校給食センター整備基本計画」に基づき、市内の給食センターの整備を進め、令和 2 年 4 月時点、4 か所の学校給食センターで、小、中、義務教育学校及び幼稚園に約 24,000 食/日の給食を提供している。

しかしながら、学校等適正配置計画の改定（令和 2 年 3 月）により、新たな学校別児童・生徒数が、当初の想定を大幅に超えることが示された。それに伴い、令和 2 年度に必要給食数と調理能力等の調査を行ったところ、既存 4 センターでは調理能力が不足することが判明した。

上記計画の推計によると、令和 4 年度に予想される必要食数が、既存 4 センターの調理能力（26,500 食）を超え、令和 7 年度中には調理能力の限界（28,200 食）を上回ると予想され、必要食数分の給食提供が不可能となる。

また、市南部地域に位置する荃崎学校給食センターの老朽化が著しく、機器の故障が頻発しており、長期に渡る施設使用には耐えられない状況である。さらに、学校給食衛生管理基準への適合や食物アレルギーへの対応等が難しい状況である。

今後増加する児童生徒数に対応し、安心・安全な学校給食の継続提供を維持するため、荃崎学校給食センターを廃止し、新たな学校給食センターを整備することが必要である。

(2) 事業の妥当性

新学校給食センターの供用開始と同時に、老朽化が著しい荃崎学校給食センターを廃止し、以降、筑波、すこやか、ほがらか、新学校給食センターの 4 センターでつくば市の学校給食を運営していく。令和 11 年度には、市全域で 29,000 食程度の食数が必要となる推計が出ており、新学校給食センターの調理能力を 7,000 食とすると、上記 4 センターで、合計 30,000 食の給食提供が可能となる。今後、

推計に多少のズレが生じたとしても、対応可能な食数と考えられる。

また、人口増加地域である桜地域に新センターを建設することで、市内各地域にバランスよく給食センターが配置されることとなり、調理後2時間以内とされている喫食時間（大量調理施設衛生管理マニュアル）を遵守し、安全な学校給食運営に寄与することができる。

なお、つくば市の学校給食事業において、これまでも高い品質を保って給食提供を実施してきた実績のある従来方式（設計・施工・維持管理・運営分離発注）により整備を進める。

(3) 事業の優先性

学校等適正配置計画（令和2年3月改訂）の推計を踏まえた調査では、学校給における必要食数が、令和7年度中には、既存4センターの調理能力の限界（28,200食）を上回ると予想される。

近年整備された市内給食センター（すこやか給食センター、ほがらか給食センター）の実績を参考にすると、基本・実施設計業務及び建設工事にそれぞれ約1年6か月間を要する。その他、入札、議決等のタイミングもあることから、調理能力の限界を迎え、給食提供が不可能となる前に、新たな学校給食センターを整備するためには、早急な事業の着手が必要である。

また、当市は、学校給食法に基づき、市立学校給食センターを設置することをつくば市立学校給食センター条例で定め、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」という趣旨で学校給食を実施している。仮に、市内学校の一部に対し、外部委託による弁当等のデリバリー方式や、家庭からの弁当持参という代替手段をとった場合、上記の趣旨に反するとともに、保護者間の公平性を著しく欠くこととなる。市内全域に、統一された衛生管理基準と、市管理栄養士及び県栄養教諭が作成した献立に基づく学校給食

を提供する

ため、優先的に学校給食センター整備に取り組む必要がある。

(4) 事業の有効性

学校給食センターを整備することで、児童生徒数が急増する中においても、継続的に学校給食を提供することができる。また、食物アレルギー対応除去食を調理する専門調理室の設置や、学校衛生管理基準に適合した施設として整備することにより、安心・安全な学校給食の提供に資することができる。

(5) 事業の経済性・効率性

建設予定地は、令和2年（2020年）3月に廃止された旧桜学校給食センターの跡地であり、新たに土地を購入することなく、速やかに整備事業に着手することができ、また、土地購入のための財政負担が発生しない。

業者選定に当たっては、一般的な施設構造を想定することで、設計及び工事発注における競争性を確保し、コスト縮減を図る。近年整備したすこやか給食センター豊里や、ほがらか給食センター谷田部の実績を考慮し、意匠をこらすことなく、適正な事業費を設計する。

施設設備については、節水器具、LED照明、コンピューター制御による消毒保管庫の最適化運転システム等を導入することにより、エネルギー使用量の削減、CO₂の排出抑制など、環境に配慮した施設とする。

また、新学校給食センターの建設に当たっては、文部科学省により交付される、「学校施設環境改善交付金」等の国庫補助制度を最大限に活用し財源確保に努める。

(6) 地域への対応

令和2年（2020年）3月まで旧桜学校給食センターが稼働しており、施設に

対する地域の理解は得られているが、建替えに関して計画的に情報提供を行っていく。

「建築基準法第 48 条第 6 項ただし書き許可」申請の際に、地域住民に対して説明会を開催し、今後の計画について丁寧に説明し、意見の集約に努め、周辺の住環境等に配慮し、整備を進めていく。

事業整備予定スケジュール

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給食センター 新校 整備校	整備方針	10月 基本・実施設計 7月末	16ヶ月 1日	7月 建設工事 17ヶ月	12月 準備 11月末	開設	
旧校 解体		5月 解体設計 4ヶ月	5月 解体工事 7ヶ月				